



114
A 4431

(七百九十七號)

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈



第六十三号シワード氏ヨリダブイス氏
ヘノ書状

苗ニ付キ廈門ノ領事官ト我レトノ間ニ往復セ
シ電報數通ヲ呈シ奉ルナリ
日本ヨリ臺灣ヘノ遠征ニセチラルレゼンドル
ノ專ラ關係スルハ人皆知ル所ナリ又同氏廈門
ニ於テ領事官在勤中ニ臺灣島ニ趣キシテ數度
ナルハ汝ノ能ク知ル所ナリ

尔後同氏ハ臺灣ノ海岸本地并ニ人民ニ関涉ス
地圖海圖寫真ヲ十分ニ揃ヘテ而シテ日本ニ現
ハレ出タリ(千八百七十二年十一月二日ノ日附
ケニテデロングヨリフイス氏ヘノ書翰第三百
三號)ハテ程ナク同氏ハ日本受府ト交フ結ビタ
リ而シテ止ムヲ得スシテ兵端ヲ開クニ至ラズ同
氏ヲ以テ相談人トナサントテ日本政府ハ同氏
ヲ使用スルニ付キ許議ス始メタリ(千八百七十
二年十二月三十日ノ日附ケニテフイス氏ヨリ
デロング氏ヘノ答翰第百六十四号)サテエニ言

フ兵端ヲ開クトハ別事ニアラス乃チ夫ノ日本
ノ破船人ノ暴害ヲ蒙リシヲ辞トシ陽ニ島ノ土
蕃ヲ罰センガタメトシテ臺灣ニ事ヲ發スルコ
ト謂フナリ此事ハロウ氏千八百七十三年六月十
三日ノ日附ケノ第百六十四号ノ書翰ニ述ベ
タリ
彼レ曰ク(日本ノ大使ナリ)支那ノ政府ト論ゼ
ント欲スル事終カニ二箇條アリ
第一臺灣島ニ於テ土蕃ノ為ス所ハ支那其責
ニ任スルヤ○若シ支那政府此問題ニ答ヘテ

然リト言ハシ乎然ラハ嘗テ一年餘已前ニ琉
球ノ人民若干人其地ニ於テ破船シテ殺害ニ
過ヒタル者アリ之ニ付キ伸冤ト償金ヲ要求
スヘシ○若シ支那政府否ト言ハシ乎然ラハ
則チ日本ハ下ノ報告ヲ為スベシ曰ク日本ハ
臺灣ニ軍勢ヲ送リテ以テ夫ノ土蕃并ニ半開
ノ民ノ現ニ島ノ大分ヲ佔有スル者ヲ罰スベ
シ且ツ島中土蕃ノ住居スル部分ニハ安全ナ
ル港ナキヲ以テ開港場ノ中一ヶ所ニ於テ軍
勢ヲ上陸セシメ又軍勢ノ土蕃ト戦争セント

スル所ト諸港トノ間ニ在ル支那領ヲ通行セ
シメタキヲ願ヒ免許ヲ請フベシト

ゼ子ラルレゼンドルハ此行ニ大使ト同伴シ

臺灣ノ土蕃ノ為ス所ハ支那人其責ニ任セスト
言ヒタルノ風説アリタリ

又支那人ハ已後策略ヲ設ケテ土蕃ヲ抑制スル

トシ承諾シタリトノ風説モアリ何レニシテモ

日本人ハ本年ノ初メ廣大ナル臺灣征伐ヲ始
タリサテ我レノ探索シテ得タル傳聞ハ皆ナリ

事ニ関係アル我レノ諸文通ニ載セテ呈シタリ
依テ其遠征ノ主意ノ入ノ不幸ナル土蕃ノ僅々
散居スル者ヲ征スルニアラサル徴スルニ足レ
ベシ

遠征ノ軍勢ノ日本ヲ出帆シタル四月ノ中旬ニ
アリ臺灣ノ南部ハ海ヨリ海マテ一國ニ占拠セ
ラレ土蕃ハ會戦シテ撃タルモノアリ或ハ驅
逐セラレテ攀登ルベクアラサル山ニ入ル者アリ
此遠征ノ表向キノ目的ハ既ニ仕遂ケタリ然レ
ニ日本人ハ猶ホ留マツテ去ラズ而ノ其ノ建ル

所ノ家屋ノ種類ヲ考フルニ全ク永久住居ノク
メニ設ケタリト信スベキ位ナリ而ノ軍事ノク
メニ要用トモ見ヘザル所ニモ道路ヲ修ムルハ
二三ヶ所ニ及ベリ又風説ヲ聞クニ長等ノ近辺
ニ大軍ヲ比集セシメ戦争ノ發スルトキハ直チ
ニ運動スベシト云ヘリ是時ニ當テ支那人ハ固
トヨリ日本人ノ臺灣ヲ明渡シテ此度ノ事件ノ
畢ラントシテ願ヒタレハ日本人ト高議ヲ始メタ
リ但シ戦争ヲ待受ケタリトモ見ヘテ大軍ヲ動
カシ到ル処戦争ノ用意ヲナシタリ

北京在苗米國公使ノ見込ハ汝ヲ必ラス傳聞シ
ムリト信ズ然レモ六月十七日ノ日附ケノ答書
ヲ書板キテ此ニ附載ス

思フニヘンドルソシヘノ指令ハ汝ニモ傳達
セリ我カ國人ノ日本人ヲ稱賛シ之ヲ助クル
ニ付キテノ我カ見込ハ其指令ノ中ニ在リ抑
我輩ノ職務ハ此帝國ト我カ自國ノ間ニ和議
ヲ保ツニ在リ然ルニ彼等ハ和議ヲ破ラント
ス依テ成~~ル~~クハ之ヲ禁止スベキナリ條約ノ
第一道條ニ其義務ノ尤モ重キモノヲ擧ク借

臺灣ノ遠征ノ目的既ニ明白トナリタル今日
ニ至リ彼等ノ之ヲ助クルハ其義務ヲ破ル
明白ニシテ別ニ證據ヲ要セス日本ニ雇ハレ
タル者苟モ理非ヲ辨スル者ナランニハ日本
人ノ之ヲ使用スルハ軍路~~略~~ヲ行フカタキナル
一併ニ已レノ此遠征ニ加ハ居ルハ則チ合衆
國ノ名譽ト義務ヲ犯ストトテ必ラス知ルベ
シ

古ノ書板ニ彼等ナト、アルハ特ニ合衆國ノ
カツマ~~ル~~ワッソ~~ン~~ノ諸氏今現ニ臺灣ノ日本

陣營ニアルモノヲ謂フナリ

又ゼ子ラルルンゼンドルノ意ハ此遠征ノ人ト
行スルニ在リタリト見ユ

東京ニ在ル合衆國ノ公使五月十八日ノ日附

テ我レニ書翰ヲ送リタリ其文ニ曰ク

近コロ傳聞ヲ得タルトアリ旁宜シク汝ニ言

フベキ事アリ即チ四月ノ十八日十九日ノ兩

日遠征ノ人日本ヲ出帆シテ臺灣欵又ハ支那

ノ別部ニ向ヒタリ其前我レハ日本ノ臺灣ノ

征伐ニ合衆國ノ船又ハ人ヲ使用スルトハ支

那政府ヨリ許可ノ證書ヲ日本政府ニ得タル

迄ハ決シテ之ヲ為スベカラズト其議論ヲ外

務卿ニ書キ送リタリ皆四月廿二日遠征ノ人

尚ホ長崎ニ^{逗留}留、時外務卿ヨリ書翰一通ヲ

請取リタリ其書翰ニ曰ク望ミニ任カセテ蒸

氣船ニウヨルク号ト并ニ合衆國ノ人レゼ

トルカツセルワツソンノ諸氏ハ之ヲ罷テ復

タ此役ニ預カラシメス

軍機ノ相談人トシテゼ子ラルルンゼンドル

ルノ期既ニ到レハ之ヲ以テ確證トナス

ツセルワツソノ両氏ハ臺灣ニ往キタリ
ウヨルク船ハ往カス又英國臣民ヨリ雇ヒタ
一船ハ往カス蓋シ英國公使ヨリ日本政府ニ米
國同様ノ報告ヲ為シタルニ由ルナリ又レゼン
ドルハ後ニ止マリタリ公聞ニ曰ク同氏ハ夫ノ
遠征ノ人出帆ノ頃ハ長等ニ在リテ其出立ヲ進
メテ周旋シタリト又太平海飛脚船ニウヨルク
船ノ引揚ケトナルトキニ同氏ハ之ヲ太平海飛
脚會社ノ所為ナリト信セシト見ヘテ會社ニ來

リテ烈シク苦情ヲ述ベタリ是ニ由テ之ヲ觀レ
ハ日本人臺灣遠征ヲ目論見タル初メヨリ同氏
ノ之ニ關係シテ之ヲ進メタリトノ論ヲ立ルニ
其證據甚々多シ

同氏ノ戰場へ出立ニ付キ初度ノ報告ハ本月五
日ノヘンデンソン氏ノ電報ヲ以テ達シタリ是
ニ於テ速カニ處置シテ機會ヲ失フベカラス依
テ猶豫マシテ同氏ヲ捕フヘシト助言シタ
ルニ至リ尚ホ一事決セザルハビ子ラルレゾシ
ヤルヲ相手取リテ局外條例ヲ犯スト云フヲ以

テ之ヲ吟味シテ可キルヤ否ニ在リ

子ラルレゼンドルハ今厦門ニ在リ而メ予謹

シテ法律ト萬國公法ノ義務ヲ按ジ同氏ヲ承

拘苗スルヲ成ルベキヤ或ハ之ヲ拘苗シテ法律

ニ叶フヤト我カ勉強ト判断ノカヲ尽クセリ哉

レ臣同氏ノ臺灣ニ行クヲ止メ又其寓居ノ國_即

那ニ向ヒ兵ヲ舉クルヲ止ムルハ予何ホド思慮

スルトモ其術ナシト言ハサルヲ得ス

飛脚ノ癸スルニ臨ミ勿々ニ此各状ヲ認メ且ク

此事件ヲ熟考スル時間ナキニ由リ何様ノ処置

ヲナスベキヤ忍率ニ之ヲ決セズ我レノ為ス所

人民各自ノ權利ヲ貴フノ意欠テタリト尊慮ア

ラハ是レ我カ本意ニアラザルナリ但シ此大帝

國ハ今日我レノ寓居スル所ノ地ニシテ我カ政

府ニ某レ某レノ義務ヲ托セルアリ是義務ク何

ホト信実ヲ以テ行ヒ公平ノ道ヲ以テ行フモ未

タ芝ラサルヲ恐ル依テ若シソノ權利ニ付キテ

誤ル事アラハ猶更我カ本懐ニアラザルナリ

言

千八百七十四年八月十一日(九月十七日請見)

上海ニ於テ

合衆國総領事

ジョージ・エス・シワード

○
(七百九十三号ノ別紙)即チ廈門ニ在リ領
事ト電報ノ往復

(電報第七十八号) 千八百七十四年八月五日
午前廈門發)

上海シワードヘ レゼンドル 今日到着シタ
リ我レ思フニ臺灣ニ行ク途中ナリ

○
千八百七十四年八月五日上海發

廈門ヘシテデルソンヘ 成ベクハ日本人ト是
障リナキ様ニレゼンドルヲ拘留スベシ〇ス
タントン及ビ支那人ヲ助言シ又其助カヲ請
フベシ

シワード

(八十九号ノ電報千八百七十四年八月六日十
一時三十分廈門發

上海シワードヘ レゼンドルハ拘留ヲ蒙リ

タリ此後何如ニシテ処置スヘシヤ

ヘンデルソン

千八百七十四年八月六日上海發

厦門ヘンデルソンヘレゼンドルヲ押ヘ置

キテ北京ヨリノ指令ヲ待ツヘシ○其ノ道逃

セサル様注意スベシ○謹ンテ之ヲ取扱ヌベ

シ

○

(第百十七号ノ電報)千八百七十四年八月七日
午前十一時五十分厦門發

上海シワードヘレゼンドルハ自ラ上海ニ

送ラレシトテ願ヘリ

ヘンデルソン

千八百七十四年八月八日ノ日附ニテ右ヘノ

返答

レゼンドルノ願フ所ハ至極尤ト見エ○若シ

之ヲ上海ニ送ラハ凡テ澄谷類并ニウキル

ムスノ答翰ヲ差越スベシ

シワード

○

(第百三十号ノ電報)千八百七十四年八月六日
午前二時三十五分厦門發

上海ニ在ル合衆國總領事ジヨージ・エフ・シフ

ードへ

當地ニ於テハ律法上ノ相談ヲナスヲ得ス○

當地ニ予ヲ止ムルハ稍不公平ト思フ○上海

ニ往カンイラ願フ○此事件ハヘンデルソン

ヨリ貴君ニ照會アリタリ○貴君子カ願ヲ許

可スルヤ否

レ・ザンドル

○

第百六十四号ワイス氏ヨリシワード氏へノ

答翰

(第百九号)

謹言ヘンデルソンノ書翰第三十二号ニ付キ又

臺灣遠征ニ付キ支那役人ヨリ同氏へ助言ヲ請

ヒタルニ由リ貴君同氏ト文通ヲ往復シ其寫ヲ

差越サレ正ニ之ヲ領収シタリ○ヘンデルソン

ノ答翰第三十二号并ニ遠征ニ預カリタル米國

人へノ報告書ノ写シモ同シ飛脚船ヨリ請取ッ

貴君ヨリヘンデルソン氏へノ書中貴君ハ同氏
報告書ノ末段ヲハ十分嚴ナラズトシテ千八
百十八年ノ條例ノ條款ニ論及セリ○但シヘン
デルソン氏ノ報告書ノ寫シハ別紙ノ以テ相添
ヘク
ヘンデルソン氏ノ報告書第三十ニ
律法ノ犯人米國人ナランニハ支那ニ在ルトモ
日本ニ在ルトモ又ハ別所ニ在ルトモ凡テ米國
人ノ法律ヲ施行スルヲ得ル處ニアラハ速
ニ之ニ嚴罰ヲ加フルハ此政府ノ義務ナルトハ
當局ノ同意スル所ナリ但シ現ニ法律ヲ犯シタ

ルトナキ以上ハ之ニ干預スベカラズ
米國人ノ各自ノ事ヲ起シ或ハ交易ノ企テナス
ハ律法ヲ犯サレバ政府之ニ拘束ヲ加ヘント
セス
ヘンデルソン氏ノ報告書ヲ検査スルニ初メ支
那ノ役人ヨリ苦情ヲ述タルニ付キ同氏領事ノ
職分ヲ以テ此報告書ヲ出タシタリト見ヘテ合
衆國ノ人ハ皆之ヲ布達シテ支那政府ニ敵對
ノ所業ハ互チニ之ヲ禁止シタリ備其布告書
ニ曰ク凡ソ合衆國ノ人ニシテ此布告ノ箇條ヲ

遵奉スルヲ拒ミ又ハ之ニ背戾スル者ハ合衆國
復タ之ヲ保護セザレベシト

右様ノ布告ヲ出タスハ領事ノ權内ニ在ルヤ否
當省之ヲ辨スルニ甚ク困却セリ

先キ一千八百六十九年ノ條例ノ箇條ニハ文那

日本ニ在苗ノ合衆國公使ニ權威ヲ與ヘテ若シ

合衆國ノ人民ニシテ右兩國ノ海軍或ハ陸軍ニ

入りテ合衆國ト和親スル別國ニ兵ヲ向ケント

スル者アリ或ハ一司^國ノ用ヲ勤メテ其一國中ノ

一部ニ兵ヲ向ケントスル者アラバ其權威ヲ以

テ之ヲ禁止スル布告ヲ出タスヲ得セシメ且ツ

合衆國ニ屬スル軍勢其最寄ニアラバ之ヲ用ヒ

テ其威^權ヲ張ルヲ得セシメタリ

此特權ハ獨リ公使ニ與フル所ニシテ時宜ニヨ

リ又其定限アリ而シテ之ヲ公使ニ委託スル所以

ハ右ノ條例ニ奉ケタル國々ニ於テハ合衆國ノ

人自ラ領地外ノ權ヲ執ルニ由ルナリ○此權威

ハ公使一人ニ與フル所ニシテ領事官ハソノ權

威ヲ分クテ取ルヲ得ス

然レニヘンテ^テルソノ布告ノ如キハ彼レ一己

ノ処置ニシテ而ノ支那政府何事トナク廣ク苦
情ヲ述ケルニ付キ合衆國ノ領事トシテ出シタ
ルナク若シ之ヲ其國人ヘノ忠告トシ出サハ遠
慮アルモノトシテ稱スルニ足ル布告ナリ然ル
ニ更ニ一著甚クシテ復タ忠告トナシ難シ即チ
領事タル身分ニシテ公使ノ權威ヲ執リ而ノ何
様ノ所業ノ犯事ナルヲモ定メントシ又罰法ヲ
定メタリ

領事タル者時ニヨリ右様ノ布告ヲ出スノ權威
アリマ否ノ議論ハ姑ク措テ考フルニ今言フ所

ノ布告ハ合衆國ノ人總体ニ出タシテ支那政府
ニ敵對ニアタル所業ヲ一切止ムルモノナレバ
日本人ノ正ニク使用スル合衆國人マテモ其餘
實^害ヲ蒙ルモ未タ知ルベカラス且ツ日本ノ用ヲ
勤ムル合衆國人ハ銘々何等ノ用ヲ勤ムルヤ當
省未タ之ヲ知ラス合衆國人ノ日本ノ文事ニ於
テ種々ノ用ヲ勤ムルモノ甚タ多シ而ノ其種々
ノ職掌ヲ行フニ當テ為ス所ノ事甚タ多シ其中
何々ハ他國ヨリ之ヲ視テ平和ノ事トナシ何々
之ヲ視テ敵對トナスヤ此間ヲ區別スル事甚

タ難カルベシ又一國政府ノ爲マ所他國ノ政府
或ハ之ヲ以テ敵對ノ奉トナスモ實ハ兵端ヲ開
クトナスベカラス或ハ彼ノ政府ノ尙外中立ノ
道ヲ破ルトモ謂フベカラサルモノアリタトマ
ハ甲國政府ニテ城塔ヲ建テ或ハ道路ヲ築クハ
乙國ヨリ之ヲ視テ敵對ノ奉トナスコモアルベ
シ(又現ニ其例アリタリ)然レモ兩國其自國ノ人
ニ命シテ其建築等ノ用ヲ勤レルヲ止メ若シ之
ニ背クトキハ嚴罰ヲ加フルト如此ノ事ヲ爲ス
ニ及ハズ又之ヲ爲スヲ得ヘカラス又既ニ結ビ

タル條約ニテ當時法ニ背キタルコトナキモノハ
今更其條約ヲ仕遂グルヲ禁スベカラス
和平ノ時未タ戰爭又敵對ノ形ノ現ハレナル
キハ合衆國ノ人民日本又ハ他國ニ雇ハレテ兵
役ヲ執ルハ政府ニテハ真正ノ條約ニアラスト
ナサス又法律ニ背戾スルトナサス和平ノ時未
タ戰爭ノ事ヲ思考セサルトキニ條約ヲ告ベハ
文官ヲ勤ムル條約ナリモ武官ヲ勤ムル條約ナ
リモ其正不正ノ差別ヲ立テス
其後ニ至リ戰ヲ宣スルモ或ハ一擧ノ起ル事ア

リ正右様ノ條約ハ其最初ニ真正ナルハ後ニ至
リ仕遂ケスニテ宜シキノ理ナシ但シ戦争ノ時
ニ至リ新タニ同様ノ條約ヲ結ブハ法律ニ合ハ
サルノミ

其雇入ノ條約既ニ真正ナランニハ其條約ヲ結
ヘル當人一旦緩急ノ場ニ臨ミ苟外中立ヲ中立
テ其職掌上ニ起ル負擔ト危害ヲ免カル、アタ
ハ若シ逃^逃ニシ又ハ令ニ違フトキハ各國常刑
アリテ之ヲ罰スヘシ

若シ其者雇入ノ國向來他國ト戦争トナリ其者

彼ノ國ヲ襲撃スル役ニ預カリ又ハ攻込ニ加ハ
ル時ハ合衆國ノ人トシテ之ニ預カルモノト見
做スベカラス乃チ交戦國ノ軍勢中ノ一士トシ
之ニ預カルモノト見做スベシ而シテ其者若シ正
々堂々ノ戦争中戰場ニ没スルトアリ正合衆國
ハ其襲撃ニ遇ヒ攻入ヲ蒙リタル國ニ對シ怨ヲ
結フベカラス又若シ其者生捕トナルトキハ其
者ノタメニ別ニ要求スルコトヲ得ス只非常ノ罰
又ハ不人情ノ責ヲ加ヘサランコトヲ願ヒ且ツ其生
捕ラレ、者正々堂々ノ戦争ノ規則ヲ以テ取扱

ハル、ヤ否ヲ見届クルノミ

是ニ由テ考フレハ合衆國ノ人民規則通り和平
ノ時日本ニ雇入ラレ戦争ノ意アルヲ知ラス又
敵對ノ奉アルヲ知ラサリシ者ハ其戦争ノ始マ
ルニ及テ合衆國ノ法律ニ照シテ其約定ノ職役
ヲ離レシユルアタハス又職役ヲ離ナル、又拒
ムニ罰スルヲアタハス
凡ソ國トシテ外國人ノ兵役ヲ執ラサル者ハ其
タ罕ナリ既ニ先般此國叛乱ノ時モ諸國ノ人ノ
勤メタル者甚タ多ク獨リ合衆國ノ軍勢中ノミ

ナラス叛乱者ノ軍勢ニ甚タ多カリキ然レモ此
政府ヨリ其外國人ノ政府へ議論ヲ為サズ又叛
乱者ノ軍勢ニ外國人ノ入ル付キ苦情ヲ述ハ
タルヲ聞サソキ

支那人モ亦其軍勢中ニ外國人ヲ用ヒタリ而シテ
其軍勢外敵ニ向フモ又ハ叛乱者ニ向フモ道理
上又律法上ニテハ其差別ナシ只千八百六十年
ハ合衆國ノ條例ニ言フ所ハ左ノ如シ凡ソ合衆
國ノ人民タル者此條例ニ掲ケタル國々ノ海陸
軍ニ隸シテ以テ合衆國ト和親スル國へ戦争ヲ

焉スヲ禁シ又或ル一國ノ一部ノ軍勢ニ入リテ
其他部ト戦争ヲナスヲ禁ス

ワルド、ブルゼウキン(西人共アメリカ人ナリ)
支那ノ陸軍ニ在リタリ然レモ支那ハ此雇入ヲ
以テ法律ニ背クトナサス又礼ニ背クトナサス
又公法ヲ破リ條約上ノ義務ヲ侵ストナサズ予
ハ之ニ付キ慥カナル傳聞ヲ得サレモ當時支那
ノ陸軍ニハ改羅巴人数人アリ米國人モ若干人
之ニ加ハリタリト信ス

日本又那ニ用フベキ千八百十八年ノ法律ハ其

欠クル所アツニ由リ千八百六十年ノ條例ヲ以
テ之ヲ補ヒ且ツ當時ノ條例ニ從フトキハ懸隔
ノ土地ハ大統領ノ處置スルヤタハガレニ付キ
又其弊ヲ救フノ法ヲ建テタリ

千八百十八年ノ法律ハ支那日本ニ猶ホ行ハレ
モ其兩國ニ在ル合衆國ノ人民ニ用ユヘカラサ
ルヤ否當省之ヲ即答スルコトアタハス然レモ千
八百六十年ノ法律ハ多分之用フベシ

ヘンデルソン氏ヲ助言シテ總督ノ請待ヲ辞サ
シムルノ處置ハヘンデルソン氏ノ電報ノ中ニ

アリ當省之ヲ許可セリ
領事ノ事ニ干預スルハ何ノ益モコレナシ而シテ
支那政府日本人ヲシテ臺灣ヲ退去セシムルノ
求メテ仕遂ケカタメニ合衆國ノ官員ノ助言
ヲ得ント願フハ其情実判然タリ
是等ノ事務ハ領事ノ職分外ノコナリ諸右件々
ニ關係スル此書翰ノ寫ハヘンデルソン并ニ日
本在苗ノ合衆國公使ニ送リテ其意見ヲ請ヒタ
リ
過ル七月二十九日ノ日附ニテウチルレムス氏

送リタル指令第百七十四号モ今之ヲ呈ス謹言

合衆國華盛頓外務省

千八百七十四年
ハートン・フェイス

八月二十六日

○
第百六十八号シワード氏ヨリカードワラド
ル氏へノ書翰

(第八百十一号)

廈門ニ於テセシラルレゼントルノ拘留ニ付キ
更ニ左ノ事件ヲ相違ス

我々唇翰第百九十六号ニ送ヘタル如ク予此
事件ヲ熟考スルニ支ノ局外中立條例ニ據ルト
トハ之ヲ吟味スルヲ得ベカラスト決定シタリ
此折柄ドクトルウチルムスヨリ七月三十一
日ノ日附ノ書翰ヲ差越シタリ偕其寫シテ相呈
ス右書翰ノ大意ヲ見ルニレ、ゼンドル氏當此
著次第之ヲ放テ還スニ如クハナシト決定シ即
チ其事ヲ行ヒタリ右ノ限ヲ第百八十七號ノ
書翰ヲ以テドクトルウチルムスニ通達シタ
レハ今其寫シヲ以テ相呈ス

レ、ゼンドル氏到着後日本在留ノ總領事ヨリ唇
翰ニ通テ請取タリ右ノ寫シ共ニ我々返答ノ寫
及ヒレ、ゼンドル氏ヲ教ルル命令ノ寫モ相添ヘ
テ呈ス

ドクトルウチルムスハ七月三十一日ヨリ送

キ日附ノ唇翰ヲ得ス

レ、ゼンドルノ拘留ハ支那役人皆極メテ満足シ
タリヘンデルマン氏ヨリ外務省ヘノ唇翰第四
十四号ニ此事件ニ付キ支那人ノ意ヲ述フル
其詳悉ナリ支那人ヲ為テレ、ゼンドルハ令報

ノ事件ヲ起シタルモノナリ然レハ同氏ヲ除ク
トキハ日本ト和誼ヲ全ウスルノ機會ヲ得ベシ
ト
同時ニ又リラテナントカクセルノ免許ノ取消
シトナルヲ聞テ極メテ満足ニタリ抑我國人ノ
文事ニ屬スル者ヲ処置スルニハ甚ク困難ナリ
然レモ其人政府ノ官員ナルトキハ聊カ困難ナ
シ政府ノ任責ハ此ト彼トハ甚ク異ナレリ謹言
千八百七十四年九月二日(十月十二日請取)

上海合衆國總領事

ジョージ・エフ・シワード

○
千八百七十四年七月三十一日北京發
先月十七日附ノ書翰第三百六十七號并ニ本月
八日附ノ書翰三百七十七號及ヒ領事ヘシテ
ンヨソノ書翰ノ日附尤近キモノヲ請取リタ
リ但シ是等ノ書翰ハ皆日本ノ臺灣行并ニ此行
ニ米國人ノ關係及ヒ之ニ付キ合衆國領事ノ如
置ヲ論ゼリ

カツマール氏ワクソン氏ノ日本ヲ助ケル模様ハ

ヘンデルノ氏ノ書翰ニ其報告アリ而ノ貴
君ノ説ハ右二人并ニ其他ノ米國人ノ遠征ニ預
カルモノハ今日拘留ノ命ヲ下シテ可ナリトマ
ルニ在リ

予ハ此事件ニ関係スル書付類ハ皆一讀シタル
ガ右様ノ命ヲ下タストシヘンデルソンニ指令
スルトハ暫ラク延引シタリ其所以ハ左ノ如シ
此事件ニ付キ第一ノ差支ハ双方トモ未タ戦争
ヲ布告セザルニ在リ支那政府日本政府皆互ニ
和直ラ全スルヲ口ニ唱フ但シ日本政府ハ支那

ノ領地ヲ攻メ土蕃ノ村落ヲ攻撃シカラ以テ物
ヲ掠メタリ予々思フニ支那日本皆所謂萬國公
法ナルモノヲ認メヌ又之ヲ理解セス故ニ此兩
國ノ間ノ処置ハ萬國公法ノ規則ヲ以テ之ヲ論
ジカタク

合衆國ノ海陸軍士官等日本人ヲ助ケテ之ヲ指
揮ヲ為スト聞テ總理衙門ノ官員等大ニ驚愕シ
テ此義ハ支那ト米國トノ條約第一章ノ趣意ヲ
直ニ破リタル者ナリトテ苦情ヲ鳴ラシ當時
フルモサマ進發セル軍勢ハ中ニ彼等ノ加ハ

リ居ルヲ余ヨリ引去ラシム可キ命令ヲ下シ吳
レヨト請ヒ来リシハ怪シム可キニ非ラス余初
メハ日本人ヨリ外國へ保證シテ此舉ハ北京ノ
政府ニ告テ其許可ヲ以テフラルモヤ土蕃ノ曩
ニ日本人民ヲ虐セシ罪ヲ紀責スルナリト云ヒ
シトテ言訳トシテ此請ヲ拒メリ然レトモ其後
此保證ハ全ク無根ノ事ナルヲ知リシ故ニ尙以
ニ申送リテ既ニ領事官ニ命シテ彼等及ヒ總テ
ノ米人ニ諭シ此征軍ヨリ引去ラシムルヲ告
ケルリ此官員等既ニ左ノ諸件ヲハ十分ニ承知

セリ戰爭ノ事告有ル迄ハ外國ヨリ其等ニ関シ
テ一定ノ処置ヲ為スヲ難キトナリ又彼等何處
ヲ為スルカ或ハ兩國ノ相抗争スル軍勢實ニ戦ヲ
始ムル迄ハ我々國人日本ヲ助ケタリトモ尙外
中立ノ法令ヲ破リタルニ非ラス又千八百五十
五年ノ條約ヲモ千八百六十年六月二十日ノ法
令ヲモ破リタルニ非ラサルヲテ口ニ藉クヲ得
可キトナリ且又支那人及ヒ日本人ハ國際ノ義
務及ヒ權利ニ就テ如何ナル意見有ルニモセヨ
又ハ此回ノヲタルモサ征伐ニ就キ如何ナル談

判ニ及フニモセヨ我ハ我カ國ノ習慣法ニ從ハ
ナルヲ得ス戦争ノ景況ノル實際ハ何レノ方ヨ
ソカ公然ノ布告有ルカ或ハ戦闘ノ始マルヲ以
テ證スルヲ要ス故ニ此事有ル迄ハ千八百六十
年六月二十二日ノ法令第二十四章ノケ條ハ之
ニ當テ用フルヲ得ス且ツ日本ニ仕ヘ居ル米人
ハ合衆國ト和親セル外國ト戦争ヲ為ス為メニ
兵隊ニ入ルニ非スト稱セサルヲ得ス彼等々兵
隊ニ入リシハ或ハ紛訟ニ及フノ事ニモ至ル可
シ然レトモ在等ハ此職任ニ入リ勤ムルノ自由

有レハ此事 必ス中立及ヒ條約ノ權利ヲ破ル
ト云フ義ハ日支兩國ノ所為ト布告トニ關係ス
レコナリ

當週日本公使北京ニ到着有レハ此事件ノ處分
ニ於テ双方親シク相商議スルノ時近寄リタリ
若シ世ノ風競全ク信スルヲ得可クハ日ナラス
ニテ平和ニ此事定マル可クト存候

エス、ウエルス、ウクルムス

